「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令」について

令 和 ８ 年 １ 月 ３０ 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

１．改正の趣旨

船員法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 32 号）の一部施行に伴い、所要の改正を行うものです。

２．意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続は実施しておりません。

３．その他

本件は、本日公布され、船員法等の一部を改正する法律附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行されます。